

環境報告ガイドライン 2018 年版 解説書等作成に向けた検討会 開催要領

1. 目的

環境省では、環境報告ガイドラインの改定について、検討委員会での議論やパブリックコメントでの御意見を踏まえて「環境報告ガイドライン（2018 年版）」を公表したところであり、今後、本ガイドラインを補完・補足する文書を公表することを予定している。

本検討会は、この補完・補足文書を検討することを目的として設置する。

2. 期間

平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 3 月 29 日の期間で 3 回開催する。

3. 場所

都内（23 区内）

4. 組織

4.1 検討会に座長を置く。座長は委員の互選によって選任する。

4.2 座長は検討会の議事運営に当たる。

4.3 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。

5. 情報公開

5.1 会議は原則公開とする。

5.2 検討会での委員の発言は議事録に記載される。

5.3 検討会資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。

6. 事務局

検討会の事務局は、環境省 大臣官房 環境経済課及びその委託を受けた三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社において行う。

7. その他

その他必要な事項は、事務局が案を作成して、座長の承認を受けて定める。

以上